第一表

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～四十七　略］ 四十八　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十五条第一号、第八十六条第一号、第八十七条第一号、第九十二条第五号、第九十三条第一号（第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第九十四条第一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪 四十九～五十九　［略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～四十七　同上］ ［号を加える。］ 四十八～五十八　［同上］ ［一号ずつ繰り下げる。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第二表

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～五十七　略］ 五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第百九条第十号、第百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は第百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～五十七　同上］ 五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第百九条第九号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条第二表に係る改正規定、第三条第二表に係る改正規定、第四条第二表に係る改正規定、第五条第二表に係る改正規定、第六条第二表に係る改正規定及び第七条第二表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

○運輸安全委員会規則第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項の規定並びに運輸安全委員会設置法施行令（昭和四十八年政令第三百七十七号）第三条の規定に基づき、並びに同法及び運輸安全委員会の所管する関係法令を実施するため、運輸安全委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

運輸安全委員会委員長　武田　展雄

運輸安全委員会運営規則の一部を改正する規則

運輸安全委員会運営規則（平成二十年運輸安全委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。